

## 石垣市立大本小学校いじめ防止基本方針

令和7年2月改定

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

石垣市立大本小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という)第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進する「大本小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 H25」より

上記の考え方のもと、本校では、①いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有する。②いじめは、どの学校・どの学級・どの児童でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に学校全体(チーム学校)で取り組む。加えて、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民だけでなく、その他の関係者、関係機関が連携して取り組む。

**【いじめの判断】** いじめの認知(いじめであるかの判断)は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

	いじめの様態	具体例
①	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体や動作について不快なことを言われる</li><li>・存在を否定される</li><li>・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる</li></ul>
②	仲間はずれ、集団による無視をされる	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる</li><li>・遊びやチームに入れない</li><li>・席を離される</li></ul>

③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされる ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	・殴られ、蹴られるのが繰り返される
⑤	金品をたかられる	・脅され、お金や持ち物(例:携帯電話等)を取られる
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	・筆箱等、文房具を隠される ・靴に画鋲やガムを入れられる ・写真や鞄等を傷つけられる
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる ・教師や大人に暴言を吐かされる
⑧	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる
⑨	性的いたずらをされる	・スカートをめくられる、無理矢理キスをされる ・胸を触れられる、裸にされる、性器を触られる

これらの「いじめ」中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることも視野に入れて対処する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 【別図 1】

### (1) いじめ対策委員会

校長、教務主任、生徒指導主任(いじめ対策委員会主任)、教育相談担当、養護教諭、関係教員等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ対策委員会を設置する。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員すべての事案に対応することとする。

### (2) 子ども支援会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組 【別表 1】

## **4 重大事態への対応について**

### **(1) 重大事態とは**

- ①「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき(年間30日を目安として、一定期間連續して欠席しているような場合)  
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### **(2) 教育委員会や関係機関等との連携(いじめ重大事態への対応)**

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに石垣市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める  
＊事案によっては、マスコミの対応も考えられるので、対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

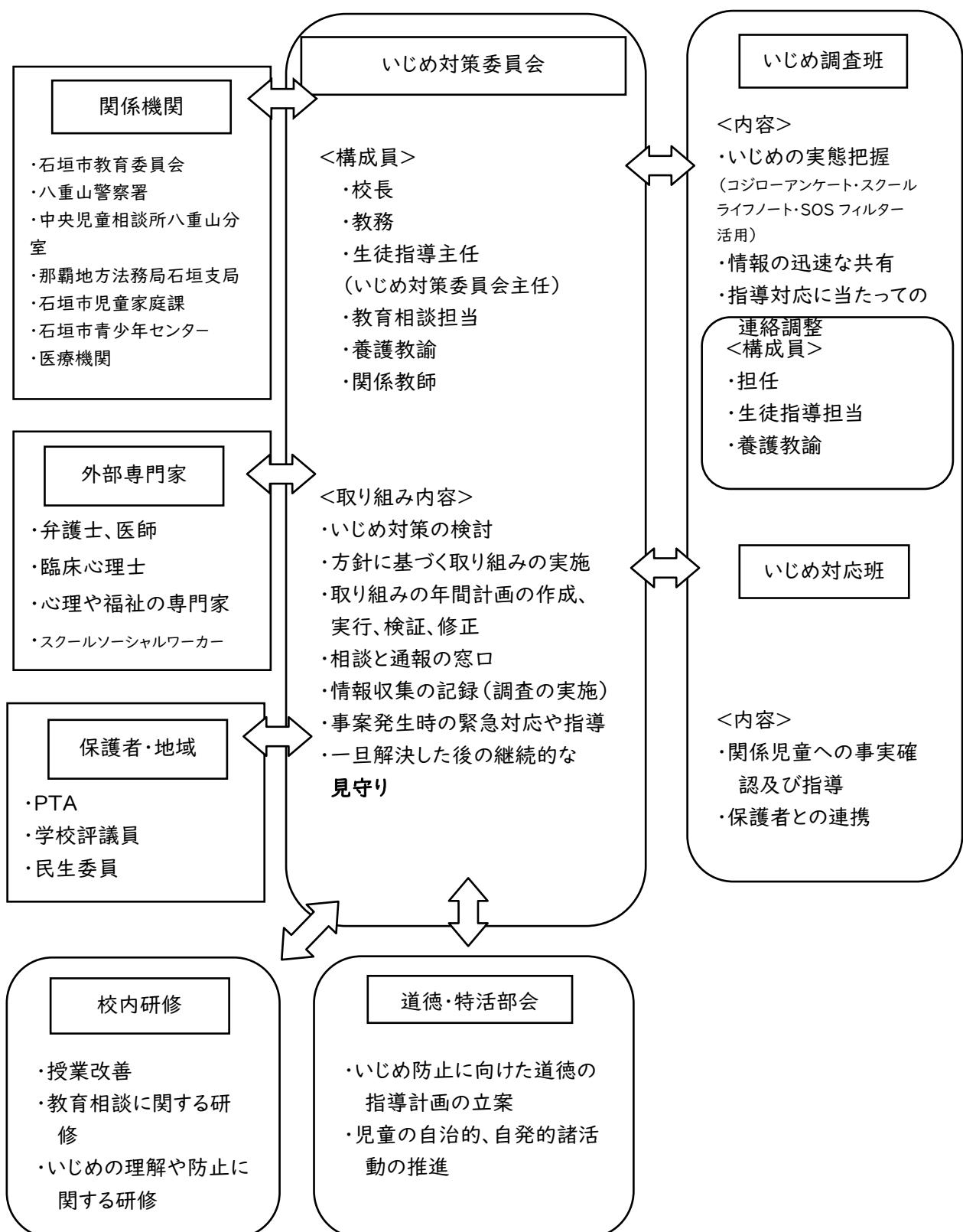
### **(3) 保護者への連絡と支援・助言**

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## **5 懲戒権の適切な行使**

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していくこととする。

【別図1】学校におけるいじめ防止等の対策のための組織



## 【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取り組み

I. 学校全体としての取り組み		
		児童へ直接かかわる取組内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル）</li> <li>○正しい判断力の育成（道徳・特活）</li> <li>○奉仕的体験活動への積極的取組</li> </ul>
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団から離れて一人でいる児童への声かけ</li> <li>○個別面談や生活アンケートによる情報収集</li> <li>○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> </ul>
いじめの早期対応	暴力を伴ういじめ いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> </ul>
	暴力を伴わないいじめ いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは全体に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> <li>○関係機関（警察、児童相談所等）との連携</li> </ul>
	暴力を伴わぬいじめ いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○休憩時間や登下校時にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制作り</li> <li>○いじめの原因や背景による根本的な解決</li> </ul>
	暴力を伴わぬいじめ いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決</li> <li>○関係機関（教育相談、カウンセラー等）との連携</li> </ul>
	行為がわかりにくいいじめ いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、つらさの的確な把握、迅速な初期対応</li> </ul>
	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的な解決</li> <li>○関係機関（カウンセラー等）との連携</li> </ul>
直接関係がない児童		<ul style="list-style-type: none"> <li>○傍観することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさの理解</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>
2. 家庭や地域との連携		
各家庭（PTA）での取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>○子供に関心を持ち、寂しさやストレスに気づくことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施等）</li> <li>○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓発</li> <li>○父親の子育てへの積極的な参加を啓発</li> </ul>
地域での取り組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども達への積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけ等</li> </ul>

## いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

